

空き家バンクに関する各種制度を紹介します。

空き家バンク制度の

ご案内

市では、移住・定住施策の一環で、移住希望者に空き家情報を提供するため「空き家バンク制度」を導入しています。現在、移住希望者からの空き家バンクへの問い合わせは年々増加しており、移住・定住政策を推進するために重要な制度となっています。今月号では、空き家を持っている人も、持っていない人も参加できる小林版「空き家バンク制度」を紹介します。(問：地方創生課 ☎23-1148)



TOPICS 1

空き家改修の補助があります！

賃貸で移住者と契約が成立した場合、最大50万円の空き家改修補助があります。

① 対象となる物件

空き家バンクに登録している物件。

② 申請できる人

市外転入者と賃貸借契約をする物件所有者（売買は対象外）
※申請には、契約書または双方の確約書が必要です。

③ 補助内容

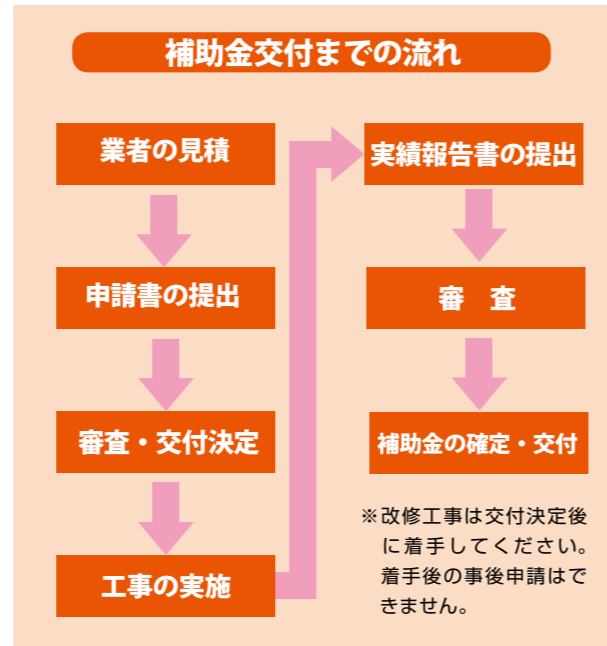
空き家改修などにかかる費用を補助します（上限50万円）。

④ 補助の対象となる改修工事

- ・浴室、トイレ、台所、壁、屋根などの改修
- ・たたみ、ふすま、サッシなどの交換
- ・家財道具などの運搬、廃棄
- ・屋内の清掃

⑤ その他の注意事項

- ・同一住宅について一回限りです。
- ・補助を受けた物件は、補助金の交付日から5年以上、移住者向けに提供しなければなりません。



TOPICS 2

空き家の情報をお寄せください！

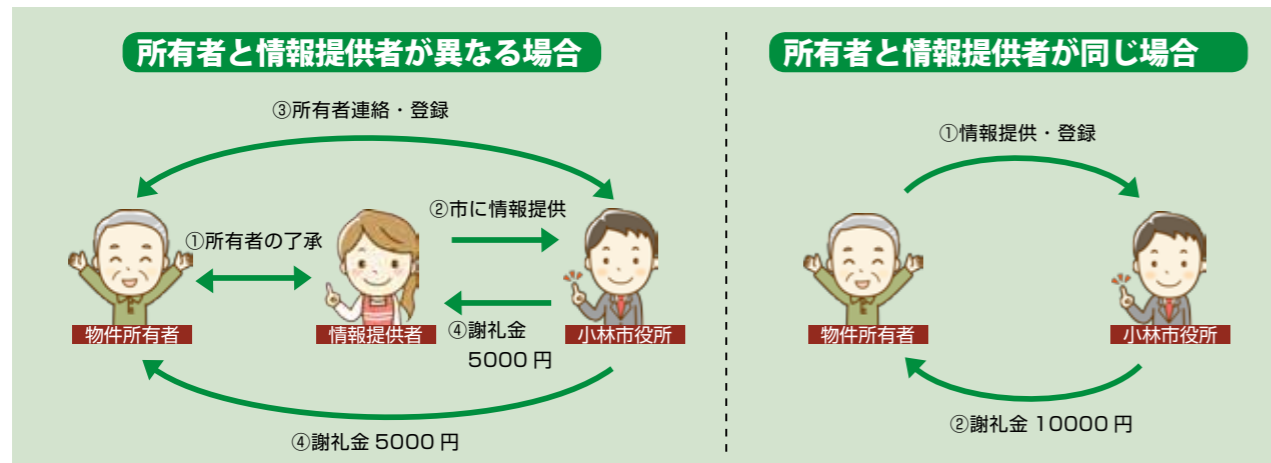
空き家バンクの充実のため、市では空き家バンク登録謝礼金制度を用意しています。

① 提供してほしい情報

移住者向け住まいとして活用できると思われる空き家の「所在地」、「所有者氏名」、「所有者連絡先」。
※情報提供を行うことについて、所有者の了承を得ていることが条件になります。

② 謝礼金の支払い

提供いただいた情報をもとに、空き家バンク登録（5年以上登録が必要）が完了した場合、謝礼金をお支払いします。
※情報提供者：5000円、物件所有者：5000円
情報提供者と所有者が同じ場合：10000円



移住者向け物件の情報提供制度

空き家バンク制度とは、空き家を「売りたい」、「貸したい」と思っている人が登録した物件を、市外から移住を希望する人に紹介する制度です。
空き家バンクに登録するには、まず地方創生課に申込書（市ホームページからダウンロードできます）を提出ください。宅建業者に取引依頼していない物件が対象です。申込書提出後、職員が物件の現地確認を行います。物件が利活用するのに適切だと判断されると正式に登録となります。
登録された物件は、市ホームページなどで、移住希望者に向けて情報提供します。移住希望者が空き家物件を閲覧した後、物件交渉の申込となります。
なお、市では空き家物件の情報提供や連絡調整を行います。但し、「あつせん」・「交渉」・「契約」などは行っていません。所有者と移住

空き家所有者の声 Voice of the vacant house owner



東麓在住
そのだ
園田ひろみさん

思い入れのある家が また住んでもらえるよう になりうれしい

父親から譲り受けた家が築40年を超え、この家をどうしていくのか非常に悩んでいました。3年前、空き家バンク制度を知り、登録しました。入居者も決まり、空き家改修の補助を受けて、入居者が希望された床などの内装や外壁の張り替え、庭木の伐採などのリフォームをしました。また人に住んでもらえるような家になったことがうれしかったです。そして何より、地域で子どもの声を聞くことが少なくなっていたなかで、若い親子が移住してくてくれたので、地域の方にも喜ばれました。

希望者の当事者間での交渉となりますが、宅建業者などに仲介を依頼する方法をおすすめしています。
情報提供者にも謝礼金
誰でも参加できる制度

空き家バンク登録につながる物件の情報提供者と所有者に謝礼金を出す制度を実施しています（左ページ参照）。これにより、空き家を持つている人も、持っていない人も参加できる制度となっています。
空き家などを所有している「売りたい」、「貸したい」という人は、ぜひ地方創生課までご連絡ください。